

# パートナーシップ構築宣言 記載要領

2020年6月  
(2026年1月 改正)

未来を拓くパートナーシップ構築推進会議 事務局



当協会と都道府県協会の連携により  
中小企業を支援します。  
公益財団法人  
全国中小企業振興機関協会

# はじめに パートナーシップ構築宣言とは

パートナーシップ構築宣言とは、事業者が、サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、「代表権のある者の名前」で宣言するものです。

2020年5月18日に経団連会長、日商會頭、連合会長及び関係大臣をメンバーとする「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」を開催し、厳しい経済状況を乗り越えるためにも、「パートナーシップ構築宣言」を導入することを決定しました。

「宣言」には、  
①サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携、  
②委託事業者と中小受託事業者の望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）の遵守、  
を盛り込んで頂くことにより、中小企業の事業継続と取引適正化を後押ししていくこととしています。

また、「宣言」した企業の取組を「見える化」するため、（公財）全国中小企業振興機関協会の運営するポータルサイトに、「宣言」を掲載します。

持続的な賃上げの実現に向けて、取引適正化の推進が鍵であり、パートナーシップ構築宣言の重要性は一層高まっています。多くの企業経営者の方々が「パートナーシップ構築宣言」を作成・公表し、着実に実行いただけるよう、よろしくお願ひ申し上げます。

# パートナーシップ構築宣言のひな形

## 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援、取引先のテレワーク導入支援等）
- b. IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援等）
- c. 専門人材マッチング
- d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達等）
- e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施等）
- f. BCP/事業継続（取引先の災害時等の事業継続計画策定の助言等）

p.3

### 2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

p.4

### 3. その他（任意記載）

（例）直接の取引先だけでなく、サプライチェーンの更に先まで価格転嫁が可能となるような価格決定を行い、その旨をサプライチェーンの隅々まで伝わるよう情報発信します。

（例）当社が関わるサプライチェーン全体の共存共栄のため、直接の取引先をはじめ、サプライチェーン全体へのパートナーシップ構築宣言の普及を図ります。

（例）取引先満足度調査の実施、事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果配分を取引先との間で“50/50（フィフティ・フィフティ）”とする、「ホワイト物流」に関する「自主行動宣言」を表明済み等

（例）約束手形の利用の廃止に向けて、大企業間取引も含め、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。

p.5

○年○月○日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

# 1. サプライチェーン全体の共存共栄と 規模・系列等を超えた新たな連携

## 【定型部分】

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進める上で、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

## 【個別記載部分】

(個別項目)

※下記から積極的に取り組む項目を特定し、項目毎に取組内容を具体的に記載してください。

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援、取引先のテレワーク導入支援等）
- b. IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援等）
- c. 専門人材マッチング
- d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達等）
- e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施等）
- f. BCP/事業継続（取引先の災害時等の事業継続計画策定の助言等）

## 記載上の注意

### 【定型部分】

- ・定形部分については、原則そのまま引用し、記載してください。
- ・特に、冒頭の「当社は、…」について、「当社グループは、…」など、企業グループとして宣言する形での公表は受け付けておりません。同一グループ内であっても、それぞれの企業ごとに宣言することを検討ください。

### 【個別記載部分】※必須記載

- ・a～fの項目のうち、取り組む内容を選択、もしくは独自に取り組む内容を具体的に記載ください。  
(複数選択可)

※生産工程等の脱・低炭素化とは、サプライチェーン全体での省エネ化のために大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備の導入やエネルギー管理設備を刷新することを指します。

※グリーン調達とは、納入先企業が、サプライヤーから環境負荷の少ない商品・サービスや環境配慮等に積極的に取り組んでいる企業から優先的に調達することを指します。

(記載例)

- ・オープンイノベーションを活用した新規事業創出に取り組む。
- ・サプライチェーン全体の情報共有・可視化による業務効率化を行う。
- ・取引先からの出向者をチーム化し、ものづくり改革活動など人財育成活動を推進する。
- ・環境負荷の少ない商品・サービスや、環境配慮に積極的に取り組んでいる企業から、優先的に調達を行う。
- ・取引先のBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援に取り組む。

(取組の参考例)

○パートナーシップ構築宣言取組事例集

<https://www.biz-partnership.jp/outline.html#jireishu>

## 2. 「振興基準」の遵守

### 【定型部分】

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のはは正に積極的に取り組みます。

### 【個別記載部分】

※「中小受託取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図る」場合には、その旨記載ください。

### 記載上の注意

### 【定型部分】

- ・定型部分については、そのまま引用し、記載してください。

### 【個別記載部分】

- ・「中小受託取引以外の企業間取引についても、取引上の地位に優劣がある企業間での取引の適正化を図る」場合は、定型部分の後に、記載ください（取組内容に応じて、文章の追加を頂けます。）
- ・パートナーシップ構築宣言は、振興基準の内容を全体として遵守することを宣言いただくものであり、ひな形はそれを簡潔な文言で対外的に示すための文例です。このため、パートナーシップ構築宣言を行う際に、ひな形の文言から変更した場合でも、振興基準の内容を全体として遵守することを宣言いただくことに変わりはありません。

＜振興基準＞

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkoukijyun.html>

### 3. その他（任意記載）

#### 【任意記載部分】

##### 3. その他（任意記載）

- （例）直接の取引先だけでなく、サプライチェーンの更に先まで価格転嫁が可能となるような価格決定を行い、その旨をサプライチェーンの隅々まで伝わるよう情報発信します。
- （例）当社が関わるサプライチェーン全体の共存共栄のため、直接の取引先をはじめ、サプライチェーン全体へのパートナーシップ構築宣言の普及を図ります。
- （例）取引先満足度調査の実施、事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果配分を取引先との間で“50/50（ファイティ・ファイティ）”とする、「ホワイト物流」に関する「自主行動宣言」を表明済み等
- （注）「ホワイト物流」について記載する場合は、「ホワイト物流」に関する「自主行動宣言」を表明し、「ホワイト物流」推進運動のホームページに掲載されている必要があります。
- （例）約束手形の利用の廃止に向けて、大企業間取引も含め、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。

#### 【個別記載部分】

○年○月○日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

#### 記載上の注意

#### 【任意記載部分】

- ・個社で取り組む独自の取組を記載してください。
  - ・重層的なサプライチェーンを構築されている宣言企業の方は、下記例示の記載の検討をお願いいたします。
- （例）直接の取引先だけでなく、サプライチェーンの更に先まで価格転嫁が可能となるような価格決定を行い、その旨をサプライチェーンの隅々まで伝わるよう情報発信します。
- （例）当社が関わるサプライチェーン全体の共存共栄のため、直接の取引先をはじめ、サプライチェーン全体へのパートナーシップ構築宣言の普及を図ります。

#### 【個別記載部分】

- ・受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言をすること、ご理解の上、宣言をお願いいたします。宣言の前に「振興基準」を一読いただけますよう、よろしくお願ひいたします。

〈振興基準〉

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkoukijyun.html>

- ・日付、企業名、役職、代表者氏名を記載・入力ください。
- ・自署欄は手書きを避けてください。
- ・押印は不要です。

## 4. 参考資料

### 参考

#### ＜価格決定方法＞

- ・「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」
- ・発注者の経営トップが、たとえ短期的にはコスト増となろうとも、労務費の上昇分の取引価格への転嫁を受け入れていく具体的な取組方針及びその方針を達成するための施策について意思決定し、社内の交渉担当者や、取引先である受注者に対し、書面等の形に残る方法で同方針又はその要旨などを示す、といった経営トップのコミットメントが求められる。

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka/romuhitenka-1.pdf>

#### ＜型管理などのコスト負担＞

- ・型取引の適正化推進協議会報告書
- ・型取引の基本的な考え方・基本原則について
- ・型の取扱いに関する覚書

<https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/200227tekiseika04.pdf>

#### ＜知的財産・ノウハウ＞

- ・知的財産取引に関するガイドライン

[https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/chizai\\_guideline/guideline01.pdf](https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/chizai_guideline/guideline01.pdf)

#### ・契約書ひな形

(秘密保持契約書ひな形)

[https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/chizai\\_guideline/guideline02.pdf](https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/chizai_guideline/guideline02.pdf)  
(共同開発契約書ひな形)

[https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/chizai\\_guideline/guideline03.pdf](https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/chizai_guideline/guideline03.pdf)  
(知的財産権等の取扱いに関する契約（開発委託契約）書ひな形)

[https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/chizai\\_guideline/guideline04.pdf](https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/chizai_guideline/guideline04.pdf)  
(知的財産権等の取扱いに関する契約（製造委託契約）書ひな形)

[https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/chizai\\_guideline/guideline05.pdf](https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/chizai_guideline/guideline05.pdf)

# 提出の流れ

以下のURLからご提出ください。

## 提出先

(公財) 全国中小企業振興機関協会

URL : <https://www.biz-partnership.jp>

ファイル形式 : PDF形式

## 掲載に当たっての注意事項

- ・登録された宣言文は、(公財) 全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトにそのまま掲載されます。
- ・取適法第10条の規定に基づく勧告を受けたとき、フリーランス法第8条第1項及び第2項の規定に基づく勧告を受けたとき、独占禁止法第20条の規定に基づく排除措置命令を受けたとき、振興法第4条の規定に基づく指導、助言又は勧奨を受けるなど、中小受託事業者への影響を勘案し、宣言の趣旨に照らして掲載継続が適切ではないと認めるときには、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。

## 「宣言」を作成すれば

- ・「宣言」企業は、「ロゴマーク」を使うことができます。名刺などに記載することで、取組をPRできます。

<https://www.biz-partnership.jp/merit/index.html#logo-mark>

- ・「宣言」企業に対して、一部の補助金の加点措置が受けられます。

<https://www.biz-partnership.jp/merit/index.html#subsidy>

- ・「宣言」企業が宣言に基づく取組を実施するための資金融資が受けられます。

<https://www.biz-partnership.jp/merit/index.html#loan>

# 登録の流れ

宣言の登録は専用のポータルサイトで行います。（<https://www.biz-partnership.jp/index.html>）  
宣言文のひな形をダウンロードし、記載要領に従って完成させた宣言文を、  
ポータルサイト上にアップロードし、必須項目を入力して登録します。

## ①サイトメニューの「登録方法」をクリックする。



お知らせ	2025.04.07	「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進助成金」(19次助成分)を申請される事業者で、「パートナーシップ構築宣言」の公開を希望される方は令和7年4月14日(月)17時までに登録申請をしてください。4月14日(月)17時以降に登録申請いただいた場合、4月24日までの公開が出来かねますので予めご了承ください。第3回パートナーシップ構築シンポジウムを開催します。【開催日程】2025年3月13日(木)【開催地】日本橋三越本店 11階セミナー室 (JR丸ノ内線・有楽町線・銀座線「日本橋三越前」駅徒歩5分)
お知らせ	2025.03.07	「パートナーシップ構築宣言」の公開が出来かねますので予めご了承ください。第3回パートナーシップ構築シンポジウムを開催します。【開催日程】2025年3月13日(木)【開催地】日本橋三越本店 11階セミナー室 (JR丸ノ内線・有楽町線・銀座線「日本橋三越前」駅徒歩5分)

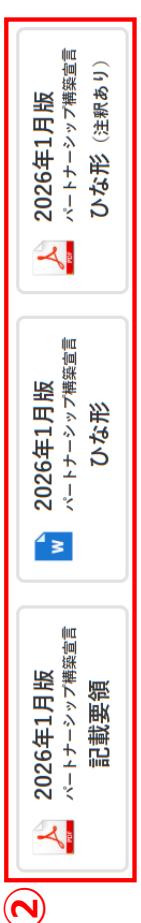
## ②宣言文のひな形をダウンロードし、記載要領にいたがつて宣言文を作成し、PDF形式で保存する。



お知らせ	2025.04.07	「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進助成金」(19次助成分)を申請される事業者で、「パートナーシップ構築宣言」の公開を希望される方は令和7年4月14日(月)17時までに登録申請をしてください。4月14日(月)17時以降に登録申請いただいた場合、4月24日までの公開が出来かねますので予めご了承ください。第3回パートナーシップ構築シンポジウムを開催します。【開催日程】2025年3月13日(木)【開催地】日本橋三越本店 11階セミナー室 (JR丸ノ内線・有楽町線・銀座線「日本橋三越前」駅徒歩5分)
お知らせ	2025.03.07	「パートナーシップ構築宣言」の公開が出来かねますので予めご了承ください。第3回パートナーシップ構築シンポジウムを開催します。【開催日程】2025年3月13日(木)【開催地】日本橋三越本店 11階セミナー室 (JR丸ノ内線・有楽町線・銀座線「日本橋三越前」駅徒歩5分)

## 記載要領・ひな形

②



お知らせ	2025.04.07	「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進助成金」(19次助成分)を申請される事業者で、「パートナーシップ構築宣言」の公開を希望される方は令和7年4月14日(月)17時までに登録申請をしてください。4月14日(月)17時以降に登録申請いただいた場合、4月24日までの公開が出来かねますので予めご了承ください。第3回パートナーシップ構築シンポジウムを開催します。【開催日程】2025年3月13日(木)【開催地】日本橋三越本店 11階セミナー室 (JR丸ノ内線・有楽町線・銀座線「日本橋三越前」駅徒歩5分)
お知らせ	2025.03.07	「パートナーシップ構築宣言」の公開が出来かねますので予めご了承ください。第3回パートナーシップ構築シンポジウムを開催します。【開催日程】2025年3月13日(木)【開催地】日本橋三越本店 11階セミナー室 (JR丸ノ内線・有楽町線・銀座線「日本橋三越前」駅徒歩5分)

記載要領・ひな形

②



お知らせ	2025.04.07	「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進助成金」(19次助成分)を申請される事業者で、「パートナーシップ構築宣言」の公開を希望される方は令和7年4月14日(月)17時までに登録申請をしてください。4月14日(月)17時以降に登録申請いただいた場合、4月24日までの公開が出来かねますので予めご了承ください。第3回パートナーシップ構築シンポジウムを開催します。【開催日程】2025年3月13日(木)【開催地】日本橋三越本店 11階セミナー室 (JR丸ノ内線・有楽町線・銀座線「日本橋三越前」駅徒歩5分)
お知らせ	2025.03.07	「パートナーシップ構築宣言」の公開が出来かねますので予めご了承ください。第3回パートナーシップ構築シンポジウムを開催します。【開催日程】2025年3月13日(木)【開催地】日本橋三越本店 11階セミナー室 (JR丸ノ内線・有楽町線・銀座線「日本橋三越前」駅徒歩5分)

記載要領・ひな形

②



お知らせ	2025.04.07	「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進助成金」(19次助成分)を申請される事業者で、「パートナーシップ構築宣言」の公開を希望される方は令和7年4月14日(月)17時までに登録申請をしてください。4月14日(月)17時以降に登録申請いただいた場合、4月24日までの公開が出来かねますので予めご了承ください。第3回パートナーシップ構築シンポジウムを開催します。【開催日程】2025年3月13日(木)【開催地】日本橋三越本店 11階セミナー室 (JR丸ノ内線・有楽町線・銀座線「日本橋三越前」駅徒歩5分)
お知らせ	2025.03.07	「パートナーシップ構築宣言」の公開が出来かねますので予めご了承ください。第3回パートナーシップ構築シンポジウムを開催します。【開催日程】2025年3月13日(木)【開催地】日本橋三越本店 11階セミナー室 (JR丸ノ内線・有楽町線・銀座線「日本橋三越前」駅徒歩5分)

記載要領・ひな形

②

# 登録の流れ

## ③サイトメニューの「登録」をクリックする。



## ④必須項目を入力する

### 登録

#### 「パートナーシップ構築宣言」の登録について

※「更新」は登録企業が既に公開中の宣言文の記載内容を更新（修正、追加等）し、改めて登録する場合に選択。

「再提出」は事務局から登録内容の不備の指摘を受け、修正して登録する場合に選択。

以下の項目を入力の上、「パートナーシップ構築宣言」を PDF でアップロードしてください。  
宣言文の内容が、事実に即していない場合、ポータルサイトにアップロードできませんので、ひな形、記載見本、記載要領は、登録方法をご覗ください。 (登録方法リンク)

企業名

必須

□ 同意する

■ プライバシーポリシー (内容を確認し、チェックしてください) 必須

□ 入力いただいた情報はプライバシーポリシーに則り使用させいただきます。

■ 代表者による宣言 (内容を確認し、チェックしてください) 必須

□ 代表者が宣言文の内容を確認した上で、代表者の名前で宣言します。

▲ PAGE TOP

## ⑤作成した宣言文をPDF形式でアップロードする。 ⑥「入力内容の確認」をクリックし、「登録する」を選択する。

■ 「パートナーシップ構築宣言」のアップロード 必須

⑤ ファイルを選択

選択されていません。  
※アップロード可能なファイルはPDFのみです。

■ 宣誓書 (内容を確認し、チェックしてください) 必須

以下の事実について宣誓します。

- 役員に、暴力団員又は暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」といふ。）がないこと。
- 申請前1年間に下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）第7条の規定に基づく勧告、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和23年法律第54号）以下「独占禁止法」という。）第20条の規定に基づく排除措置命令を受けた場合には、当該勧告又は命令の内容を履行していること。
- 申請前1年間に下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）第4条の規定に基づく指導を受けた場合には、業者監督に報告した直近の改善率を履行していること。
- 宣言のポータルサイトでの掲載が取りやめになった場合にあっては、取りやめになつた日から1年を経過していること。この場合において、取りやめの原因となった事由について適切に対応している旨の十分な説明を業者監督に行つていること。

■ プライバシーポリシー (内容を確認し、チェックしてください) 必須

□ 入力いただいた情報はプライバシーポリシーに則り使用させいただきます。

□ 同意する

■ 代表者による宣言 (内容を確認し、チェックしてください) 必須

□ 代表者が宣言文の内容を確認した上で、代表者の名前で宣言します。

⑥ 入力内容の確認

▲ PAGE TOP